


「来て にほんまつ 住宅取得支援事業」 Q & A

令和6年4月1日改定

| | Q | A |
|---|---|---|
| 1 |  <p>対象者はどんな人が該当するのですか？</p> | <p>①市内に定住する意思を持ち居住する県外移住者であること。 ※県外移住者とは、住宅取得契約日において、福島県外に住所を有している者をいいます。</p> <p>②住宅取得契約日から起算して1年前までに本人、同一世帯員及び同居する他の世帯員の全員（以下、「同一世帯員等」という。）が本市の区域内に住所を有したことがないこと。</p> <p>③同一世帯員等に市税滞納者がいないこと。</p> <p>④同一世帯員等に過去にこの補助金や移住促進住宅取得奨励金、多世代同居住宅改修助成金、定住促進住宅取得奨励金、三世帯同居住宅改修助成金、住んでにほんまつ空き家対策総合支援事業補助金等を受けたことがある者がいないこと。</p> <p>⑤補助対象住宅の所有者が2人以上の場合には、所有権保存の登記において、申請者の共有持分が2分の1以上であること。</p> <p>⑥事業完了年度の翌年度から3年間以上、補助対象住宅に居住すること。</p> |
| 2 | <p>「新築住宅」の定義を教えてください。</p> | <p>当該住宅の不動産登記法（平成16年法律第123号）第27条第1号に規定する建物の表示に関する登記原因が新築で未居住のものをいいます。</p> |
| 3 | <p>補助対象住宅「取得」の定義を教えてください。</p> | <p>ここでの「取得」とは、新築住宅を自己の居住のために、所有権の保存登記を完了させたことをいいます。一般的には住宅が引き渡され、かつ登記の申請が受け付けられた日を指します。（登記事項証明書等で確認できます。） * 新築住宅取得の場合：所有権保存登記 * 中古住宅取得の場合：所有権移転登記</p> |
| 4 | <p>夫婦で2分の1ずつ所有する場合の支給対象者はどうなりますか？</p> | <p>夫婦でどちらか一人のみを支給対象者とします。（夫婦で二人には支給しません。）</p> |
| 5 | <p>滞納の対象となる市税の税目は何ですか？</p> | <p>二本松市税条例第3条に規定する税で、主なものは次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民税 ・ 固定資産税 ・ 軽自動車税 ・ 国民健康保険税 |
| 6 | <p>納税証明はどのように取得すればいいのですか？</p> | <p>滞納がないことを証明する納税証明書を市民課で取得してください。（本課所定の様式で1世帯分300円の手数料がかかります。）※証明書用紙へ本課確認印が必要となります。事前に秘書政策課へおいでください。</p> |
| 7 | <p>補助金の申請はどのような流れになりますか？</p> | <p>1. 対象住宅の請負（売買）契約後、速やかに申請をしてください。交付決定をし、通知を郵送します。 ※契約後1年以内に申請すること。 2. 対象住宅の所有権保存登記完了後、速やかに実績報告と併せて請求書を提出してください。審査後、金額を確定し、提出していただいた口座へ振り込みます。</p> |

| | Q | A |
|---|-------------------|--|
| 8 | 申請の際に必要な書類は何ですか | <ul style="list-style-type: none"> ① 支給申請書 ② 同居予定者全員の住民票（申請日1ヶ月以内のもの） ③ 請負（売買）契約書の写し ④ 創業支援空き店舗等活用事業等を受けている場合は、交付決定通知書等その内容が分かる資料 ⑤ 補助金の振込先となる預金通帳等の写し （預金通帳等が支給対象者以外の名義である場合には委任状を添付） ⑥ その他市長が必要と認める書類 <p>* 申請書の用紙は、市のウェブサイトからもダウンロードすることができます。</p> |
| 9 | 実績報告の際に必要な書類は何ですか | <ul style="list-style-type: none"> ① 実績報告書 ② 同居者全員の住民票（新築住宅を取得した日から起算して3箇月以内に定住していることが確認できるもの） ③ 建物（取得住宅）の登記事項証明書（所有権保存の登記を完了したもの） ④ 補助対象住宅の取得時における平面図及び写真 ⑤ 建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けた時は、同法第7条第5項及び第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し ⑥ 昭和56年以前の旧耐震基準で建築された中古住宅を取得する場合は、耐震診断の結果 ⑦ 住民基本台帳の閲覧に関する承諾書 ⑧ 納税証明書（同居する方のうち納税義務のある方全員） ⑨ 補助金の請求書 ⑩ その他市長が必要と認める書類 <p>* 実績報告書等の用紙は、市のウェブサイトからもダウンロードすることができます。</p> |

ご不明な点がございましたら、秘書政策課までお問い合わせください。（電話0243-24-7120）